

**相談者（Aさん）** 前回は緊急自動車の優先性の根拠について教えていただきましたが、今回は具体的な裁判例をいくつか紹介してください。

**弁護士** 緊急自動車が一般自動車と事故を起こすパターンがいくつかあります。典型的なパターンについての裁判例をいくつか紹介しましょう。一番目は信号機により交通整理が行われている交差点における出会い頭事故で、緊急自動車の事故としてはこの類型が最も多いと思います。前回、道路交通法三十九条二項は、緊急自動車は対面信号が赤色であっても交差点で停止せずに徐行して進入できることをお話ししました。札幌地裁昭和六三年九月一六日判決は、まさにこの事案についてのもので、救急車は交差点の対面信号が赤色でしたが、サイレンを鳴らして赤色灯を回転させながら交差点に徐行して進入しました。午前一〇時で、天気は晴れ、格別な騒音もありませんでした。一方、一般自動車のタクシーは右方向から青信号にしたがい時速四〇ないし四五キロメートルで進入したのですが、救急車にもサイレンにも気づかず、交差点内で衝突してしまったという事案です。裁判所は救急車の運転者には、過失がないし、過失相殺をすべき事情もないとして、全面的にタクシーの過失を認定しました。

**Aさん** 前回の道路交通法の規定では、一般

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第99回

# 緊急自動車の優先性 2

自動車は救急車が接近してきたときには、交差点を避け、かつ、道路の左側に寄って一時停止しなければならぬとされています。でも、とても納得できる判決です。

**弁護士** Aさんのような消防の仕事に就いている方はそういう感覚でしょうね。でも、緊急自動車に厳しい判決もありますので、次に

静岡地裁平成一四年七月四日判決を紹介しましょう。これも救急車なのですが、交差点の対面信号が赤色でしたが、とても急いでいたため、徐行せずに、サイレンを鳴らして、赤色灯を回転させながら、時速五〇キロメートルのスピードのまま交差点に進入したのです。一般自動車は救急車に気づかずに交差点に進入し、衝突した事案です。裁判所は、救急車が徐行せずに、交差点に進入した点と、その交差点が見通しが良くないことを重視して、救急車五〇、一般自動車五〇という過失割合を認定しました。

**Aさん** 救急車が徐行しなかったことは、落ち度なのでしょうが、一般自動車も法律に反して交差点に進入したのですから、この判決は救急車に厳しすぎませんか。

**弁護士** 赤信号でも、交差点に進入できるということ自体、市民の信号に対する信頼に反した危険な行為であり、緊急自動車ゆえに特別に認められているのです。そうであれば、回りの交通状況をしっかり把握して、他の車両が当然に緊急自動車を優先させて避讓してくれるという安易な予測運転は慎むべきだと、この判決は指摘しています。たしかに緊急自動車には厳しい判断ですが、こういう視点も踏まえておく必要があると思います。

**Aさん** 交差点についての二つの判決がありました。裁判所の基本的な傾向はどちらに

近いのですか。

**弁護士** 多くの裁判例を分析して、事故類型ごとに過失相殺の基準を示したものが別冊判例タイムズ「民事交通事故における過失相殺率の認定基準」という文献です。この全訂五版は紹介した二つの判決のような信号機により交通整理が行われている交差点における出会い頭事故で、一般自動車が青信号で、緊急自動車が赤信号で進入して衝突した類型の基本的な過失相殺率を一般自動車八〇、緊急自動車二〇として、様々な要素を基に修正することになっています。なお、緊急自動車の徐行も修正要素となっていて、徐行した場合には過失が一〇パーセント低くなります。

**Aさん** それを聞いて安心しました。

**弁護士** 次は緊急自動車がセンターオーバーした場合の裁判例を紹介します。札幌地裁昭和六二年三月一六日判決は、パトカーが現場に臨場するために、サイレンを鳴らして、赤色灯を回して幅員九メートル（片側一車線）の国道上を走行中に、進行方向の前方を走行していた三台の車両を続けて追い越し、更に一台の普通貨物自動車を追いつ越そうとしたところ、対向車線を走行してきた車両とセンターライン付近で正面衝突し、相手方車両の運転者が死亡したという事案です。前回説明した通り、道路交通法は、緊急自動車が追いつ越しをするためその他やむを得ない必要がある



るときは、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる一方、一般自動車は道路の左側に寄って進路を譲らなければならないと規定しています。本件でパトカーの運転者は中央線をまたいで対向車線に五〇センチメートルくらいはみ出た状態で進行しており、対向車線には十分な余裕がありました。が、一般自動車の運転者は酒酔い運転のため正常な判断ができずに、避讓するどころか、パトカーの進行方向に向かってきたことに起因する事故であり、過失はもっぱら一般自動車の運転者にあるとして、緊急自動車の運

者の責任を否定しました。

**Aさん** 私は極めて妥当な結論だと思えます。裁判所は、緊急自動車の優先性をかなりの程度重視していると考えてよいのですね。

**弁護士** 道路交通法に優先性が明確に規定されていますので、裁判所もそれを基本として判断していますが、静岡地裁が指摘するように、信号のルールにそぐわない運転をするわけですから、より慎重な運転が必要だということは理解してください。近時は、緊急自動車が近づいてきても、左側に避讓しない車両も増えていますが、そういう現実も踏まえて運轉することが必要です。

**Aさん** 解りました。しかしながら、緊急自動車を運轉する職員は、住民の生命や安全を守るために一刻も早く現場に直行しようとして、自分の身体をはって危険を覚悟で運轉しているのです。そういう運轉者の気持ちや市民にも裁判官にも理解してもらいたいですね。

**弁護士** 私も同じように思います。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員